平戸市道路沿線樹木伐採実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、協働のまちづくりに向けて地域住民と市が連携し、自主的、主体的に行う平戸市の市道（道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定により、市の区域内に存する道路で市長がその路線を認定したものをいう。以下「認定市道」という。）沿線の樹木伐採（以下「樹木伐採」という。）に対し、高所作業活動を支援することにより、住民参加による安全・安心な道路環境の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）自治会　住民総意により結成された自治組織として、市長が認めた自治会

及び複数の自治会で組織された団体

（2）樹木管理者　伐採対象樹木が存する土地の所有者

（実施区域）

第３条　この告示において実施する事業の対象となる範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）認定市道に接続する区域の各一側について、その路面総幅の２分の１の範

囲内

（2）その他市長が必要と認めたもの

（実施要件）

第４条　樹木伐採を支援する要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）道路の通行に支障があるもの又は支障をきたす恐れがあるもの

（2）樹木管理者の承諾があるもの

（申請）

第５条　樹木伐採の支援を受けようとする自治会は、道路沿線樹木伐採支援申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び道路沿線樹木伐採承諾書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査したうえ、承認することが適当であると認めたときは、道路沿線樹木伐採支援承認通知書（様式第３号。以下「承認通知書」という。）により、承認することが適当でないと認めたときは、道路沿線樹木伐採実施支援却下通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（作業完了報告）

第６条　承認通知書を受けた自治会は、樹木伐採が完了した後に道路沿線樹木伐採実施作業完了報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（市の責務）

第７条　市は、この告示の目的を達成するため、自治会が行う樹木伐採の高所作業活動を支援しなければならない。

２　市は、道路環境の適正な管理に関する啓発の推進に努めなければならない。

（自治会の責務）

第８条　自治会は、樹木伐採の支援に関し、伐採した樹木の収集及び処分について、適正にこれを処理しなければならない。

２　自治会は、道路管理者の指示に従い、車輌、歩行者等の通行の妨げとならないよう注意するとともに、自らの責任において伐採作業実施の安全を確保しなければならない。

３　樹木伐採の実施に関し生じた事故、紛争等については、自治会が責任を持って対処しなければならない。

４　自治会は、樹木伐採の実施に当たり事故が生じた場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

（作業中の事故等）

第９条　作業中に事故等が発生した場合は、自治会保険の範囲内で対応するものとする。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成28年４月１日から施行する。

様式第１号

様式第２号

様式第３号

様式第４号

様式第５号